



令和8年8月14日（金） 第10422号

目次

ページ

規 則

- ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（野菜花き課） 2

公 告

- 都市計画道路の変更に係る縦覧（都市計画課） 3
○開発工事の完了（建築課） 3

人事委員会規則

- 群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則 4

■ 規 則

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和八年八月十四日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第五十九号

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例施行規則（平成四年群馬県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第四項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第二十八条第二項の規定による指定難病にかかっている旨の証明又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の三第七項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第十九条の二十二第四項の規定による小児慢性特定疾病にかかっている旨の証明」を加える。

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、館林都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和8年8月14日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画道路 (1) 3・5・83号 熊谷邑楽線 (2) 3・3・1号 南部幹線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 3・5・83号 熊谷邑楽線
追加する部分 千代田町大字舞木及び千代田町大字福島並びに邑楽町大字篠塚
 - (2) 3・3・1号 南部幹線
変更する部分 邑楽町大字篠塚
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、館林市都市建設部都市計画課、板倉町地域創生課、明和町都市建設課、千代田町都市整備課及び邑楽町都市計画課
- 4 縦覧期間 令和8年8月14日から同月28日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年8月14日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町須賀572-1	邑楽郡明和町中谷54番地18 バレンシアB103 柴崎浩希、柴崎朋子

■ 人事委員会規則

群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月十四日

群馬県人事委員会委員長 森田 均

群馬県人事委員会規則第十六号

群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和四十六年群馬県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（特地勤務手当の月額）

第三条 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額（条例第五条第十項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、給料の月額）に、次の各号に掲げる特地公署の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 一 一級地 百分の四
- 二 二級地 百分の八
- 三 三級地 百分の十二
- 四 四級地 百分の十六
- 五 五級地 百分の二十
- 六 六級地 百分の二十五

第四条第二項中「現に受ける」を削り、同項の表備考中「第四項第一号」を「次項第一号」に改める。

第五条第一項第一号を削り、同項第二号中「なり、又は法第二十二條の四第一項の規定による採用をされ」を「なつて」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「法第二十二條の四第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）」に、「当該採用の前」を「当該適用日前」に、「異動し、当該異動」を「異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたこと」に改め、「なるもの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号中「法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、適用日」に、「当該採用の前」を「当該適用日前」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項第一号を次のように改める。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 適用日に特地公署又は準特

地公署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により支給されることとなる期間及び額

第五条第二項第二号中「並びに附則第六項」を削り、同項第三号中「前項第二号」を「前項第一号」に、「、当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に改め、「並びに附則第六項」を削り、同項第四号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に改め、同項第五号中「前項第四号」を「前項第三号」に、「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に、「採用の日」を「適用日」に改め、同項第六号中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、同条第三項中「前条第四項各号」を「前条第三項各号」に改める。

第二条 群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年群馬県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削る。

附則第三条第一項中「改正後の規則」を「群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則（以下「規則」という。）」に改め、「及び第二号」を削り、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」を「群馬県職員の給与に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第五十五号）第五条第十項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第四十五号）附則第三条第一項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）」に改め、同条第二項中「改正後の規則第五条第一項第三号」を「規則第五条第一項第二号」に改め、「した日」の下に「又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなつた日」を加え、同条第三項中「改正後の規則第五条第一項第四号」を「規則第五条第一項第三号」に改め、同条を附則第二条とする。

第三条 群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年群馬県人事委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この規則による改正後の第三条第二項」を「群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則第三条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
